

第201回宮城県都市計画審議会議事録

日 時：令和4年3月22日（火）

午後3時から午後3時35分まで

場 所：県行政庁舎9階 第一会議室

○次第

1 開 会

2 報 告

第200回宮城県都市計画審議会議案の処理結果について

3 議案審議（2件）

議案第2381号 仙塩広域都市計画区域区分の変更について

議案第2382号 仙塩広域都市計画下水道の変更について

4 閉 会

○出席委員

内 田 美 穂	東北工業大学工学部教授
佐 藤 美 砂	弁護士
志 水 田 鶴子	仙台白百合女子大学准教授
千 葉 琢 夫	宮城県住宅供給公社常務理事
舟 引 敏 明	宮城大学事業構想学群教授
山 田 理 恵	東北電子産業株式会社代表取締役社長
吉 田 朗	東北芸術工科大学教授
坂 本 修	農林水産省東北農政局長（代理）
田 中 由 紀	国土交通省東北運輸局長（代理）
稲 田 雅 裕	国土交通省東北地方整備局長（代理）
猪 原 誠 司	宮城県警察本部長（代理）
櫻 井 公 一	宮城県町村会会長（松島町長）
横 山 隆 光	宮城県議会議員
佐々木 功 悦	宮城県議会議員
赤 間 次 彦	宮城県市議会議長会会長（仙台市議会議長）
菊 池 修 一	宮城県町村議会議長会会長（丸森町議会議長）

（以上16名，敬称略）

○審議結果

- ・議案第2381号 仙塩広域都市計画区域区分の変更について
- ・議案第2382号 仙塩広域都市計画下水道の変更について

【議決】 原案を承認する。

1 開 会

○事務局（星都市計画課総括課長補佐） ただいまから第201回宮城県都市計画審議会を開催いたします。

（1）会議の成立

○事務局（星都市計画課総括課長補佐） はじめに、本日の会議の定足数でございますが、現時点におきまして、代理出席の方を含め、15名の委員の御出席をいただいております。定足数の10名を超えておりますので、都市計画審議会条例第5条第2項の規定により、会議が有効に成立していることを御報告申し上げます。なお、猪原委員におかれましては、御都合により若干遅れるとの御連絡をいただいております。横山委員におかれましては、当初来場にて御出席の予定でしたが、御都合によりWeb会議システムで御出席される旨の御連絡をいただいております。

ここで傍聴される方々をお願いいたします。会議の傍聴に当たりましては、お手元に注意事項をお配りしておりますので、遵守いただきますようお願い申し上げます。

次に、Web会議システムで参加されている委員の皆様にお願いが3点ございます。まず1点目、発言者の音声聞き取りやすくなるよう、御発言以外の時は、常にマイクをミュートの状態にしてください。次に2点目、発言される際は、カメラに向かって挙手いただき、議長が指名するまで、挙手の状態でお待ちください。議長から指名を受けましたら、マイクのミュートを解除し、お名前をおっしゃってから、御発言ください。最後に3点目、各議案の採決に入りましたら、議長の採決の問いかけに対し、ミュートを解除して御異議の有無について御発声ください。御発声の後は再びミュートの状態に戻してください。なお、もし事務局の画面が映らなくなった場合は、復旧するまでそのままお待ちください。

続きまして、本日の配付資料についてですが、Web会議システムで参加されている委員の皆様には、事前に資料を送付させていただいておりますので、そちらを御準備願います。資料は全部で7種類ございます。座席図、委員名簿、議案書、参考資料、都市計画審議会条例、都市計画審議会議事運営規則、最後に、第200回審議会議事録でございます。よろしいでしょうか。

それでは、審議をお願いしますが、会議の議長は、都市計画審議会条例第5条第1項の規定により、会長が行うことになっておりますので、舟引会長、よろしくをお願いいたします。

（説明の途中Web会議システムで猪原委員が出席）

（2）議事録署名人の指名

○舟引議長 それでは本日もよろしく申し上げます。始めに、本日の審議会の議事録署名人を指名させていただきます。内田美穂委員と横山隆光委員をお願いいたします。

2 報告（第200回宮城県都市計画審議会議案の処理結果について）

○舟引議長 次に、第200回の審議会における議案の処理結果について、事務局から報告願います。

○事務局（中嶋都市計画課長） 事務局の宮城県土木部都市計画課です。お手元の議案書3ページを御覧ください。第200回宮城県都市計画審議会の議案の処理結果について報告いたします。第200回審議会におきましては、議案第2380号「石巻広域都市計画道路の変更について」の1件を御審議いただきました。これにつきましては、令和4年2月18日に告示し、これにより所定の手続きがすべて完了いたしております。前回議案の処理結果については、以上です。

○舟引議長 以上の報告について、御質問等はございませんか。

（委員からの質問はなし）

○舟引議長 それでは、以上で第200回の審議会における議案の処理結果についての報告を終わります。

3 議案審議

○舟引議長 続いて、議案審議に入ります。本日、審議する議案は、議案第2381号、議案第2382号の2件となっております。円滑な議事運営に努めて参りますので、御協力をお願い申し上げます。

それでは、議案第2381号「仙塩広域都市計画区域区分の変更について」を議題といたします。事務局から議案の内容を説明願います。

議案第2381号 仙塩広域都市計画区域区分の変更について

○事務局（中嶋都市計画課長） それでは、議案第2381号「仙塩広域都市計画区域区分の変更について」ご説明いたします。

お手元の議案書5ページをお開きください。今回変更の計画書です。今回の変更は、「仙塩広域都市計画の区域区分」を変更するものです。区域区分とは、都市計画区域を、すでに市街地を形成している区域及び概ね10年以内に市街化を図るべき区域と、市街化を抑制すべき区域とに区分することをいいます。

お手元の参考資料1ページをお開きください。仙塩広域都市計画区域では、昭和45年に「仙塩広域都市計画区域の整備、開発、保全の方針」において、区域区分を定め、その後7回の見直しを行ってまいりました。なお、都市計画区域において定められる都市計画は、この整備、開発、及び保全の方針に即したものでなければならず、と都市計画法に定められております。

現在の「仙塩広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は、平成30年5月に改定しております。始めにこの改定内容について御説明いたします。構成については、四角の1番目に示しているとおりです。

「1. 都市計画の目標」には、目標年次や都市計画区域の範囲・規模、都市づくりの基本理念等

を定めております。「2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針」には、区域区分の方針として、人口の規模や産業の規模等を定めております。「3. 主要な都市計画の決定の方針」には、「区域区分を変更する場合の方針」等を定めております。

これらのうち、2に定めている「区域区分の方針」と、3に定めている「区域区分を変更する場合の方針」について御説明いたします。「①人口の規模」については、市街化区域の概ねの人口が、表の赤の下線のとおり、平成27年の139万5,000人から、令和7年には、140万4,000人に増加すると推計しております。「②産業の規模」については、概ねの産業規模が同じく表の赤の下線のとおり、平成27年の2兆857億円から、令和7年には2兆5,315億円に増加すると推計しております。

参考資料2ページをご覧ください。四角の1番目、区域区分を変更する場合の方針については、計画的な市街地整備の見通しがある区域を「特定保留地区」と「一般保留地区」に区分しております。丸の1番目、「特定保留地区」とは、整備、開発及び保全の方針に位置づける時点で関係機関との一定の調整が完了し、事業を行う位置、目的及び規模が確定している区域のことで、今後、事業実施が確実となった段階で市街化区域に編入をする地区のことをいいます。丸の2番目、「一般保留地区」とは、整備、開発及び保全の方針に位置付ける時点で、関係機関との調整は完了していないものの、事業を行う必要性と概ねの位置が決まっている地区のことで、今後具体的な開発計画に加え、その計画に基づく関係機関との調整が完了した段階で、市街化区域に編入する地区のことをいいます。

今回市街化区域に編入する、利府町明ヶ沢地区及び大和町吉岡西部地区は、この一般保留地区に位置付けられており、参考資料2ページ下段の赤の下線のとおり、それぞれ交通利便性の高い地域において商業・業務地の形成を図るため、及びインターチェンジ周辺において、ものづくり産業を支える産業地の形成を図るため、開発計画に基づく関係機関との調整等が完了し、事業実施が確実となったことから、今回市街化区域に編入するものです。

議案書5ページにお戻りください。次に、今回の区域区分の変更について御説明いたします。「1 市街化区域及び市街化調整区域の区分」ですが、ただ今御説明した2地区を、市街化調整区域から市街化区域に編入するものです。「2 人口フレーム」には、今回変更後の「都市計画区域内人口」、「市街化区域人口」、「市街化区域に配分する人口」、「市街化区域編入を保留する人口」を示しております。表の上から2番目右側の140万4,000人という値は、平成30年5月に策定した「整備、開発及び保全の方針」における、目標年に対する推計の市街化区域内人口であり、今回の変更のように、市街化区域へ区域を編入する都度、その下の「配分する人口」に、編入人口を加算していきます。これまでの編入分約140万1,000人と、今回の編入分約1,000人を合わせた140万2,000人が、今回変更後の「市街化区域内人口」となり、残り2,000人は、残された住居系等の一般保留地区の開発計画の確定や関係機関との調整が完了するまで、配分保留となります。「3 変更の理由」ですが、当該2地区について、その位置及び規模が確定し、関係機関との調整が完了するなど、事業実施が確実となったことから、良好な市街地形成を図るため、市街化区域に編入するものです。

続きまして、編入する2地区の内容を御説明いたします。議案書6ページをお開きください。区域区分の変更の総括図に旗揚げなどの加筆をしたものです。オレンジ色で旗揚げしている地区が市街化区域に編入する地区となり、図面中段右の地区が利府町明ヶ沢地区、図面上段中央が大和町吉

岡西部地区です。

議案書7ページをお開きください。上段に利府町の明ヶ沢地区の拡大図を示しております。参考資料3ページをお開きください。資料上段、現況写真に赤で囲っている範囲が市街化区域に編入する区域です。黒の破線で囲んでいる範囲は、区画整理事業の区域です。

資料下段をご覧ください。土地利用計画図です。当該地区では、三陸縦貫自動車道松島海岸インターチェンジや主要地方道仙台松島線などに隣接していることから、市街化区域での編入後、交通便利性を活かした商業系の土地区画整理事業が予定されております。市街化区域への編入面積は約15.2haです。

議案書7ページを御覧ください。下段に、大和町吉岡西部地区の拡大図を示しております。参考資料4ページをお開きください。資料上段、現況写真に、赤で囲んでいる範囲が、市街化区域に編入する区域です。黒の破線で囲んでいる範囲は区画整理事業の区域です。

資料下段をご覧ください。土地利用計画図です。当該地区では、主要幹線道路の都市計画道路、北四番丁大衡線などの整備が計画されていることや、東北自動車道大和インターチェンジに近接していることから、市街化区域への編入後、交通便利性を活かした流通業務系の土地区画整理事業が予定されております。市街化区域への編入面積は約29.6haです。

以上で、議案2381号の説明を終わります。縦覧の結果、意見書の提出はございませんでした。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○舟引議長 ただいま、事務局から説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。吉田委員お願いします。

○吉田委員 大和町の吉岡西部地区について、この計画は、北四番丁大衡線の整備に合わせて、区域内はもちろんですが、南側もまだ未整備状態ですので、これはつながることを前提に開発を認めることになっているのでしょうか。また、もしそうであれば北四番丁大衡線は仙台の都心までつながっているのです、この開発による北四番丁大衡線への負荷についてはどのように考えているのでしょうか。もし検討した結果があれば教えていただきたい。

○舟引議長 事務局お願いします。

○事務局（中嶋都市計画課長） 吉岡西部地区につきましては、参考資料の4ページ下段にありますとおり、土地利用計画図の中で、西側が北四番丁大衡線、東側に向かって都市計画道路吉岡吉田線が計画されています。特に北四番丁大衡線につきましては、我々土木部で、仙台市側から整備を行っているところです。当該区間につきましては、今後整備を行う区域ということで、土木部で策定している「土木・建築行政推進計画」の中にもその計画が明記されている路線でございます。したがって、この地域については、主要となる幹線道路もしくは幹線道路がつながるという確実性と土地利用計画の内訳とを勘案し、市街化区域に編入するものでございます。

また、北四番丁大衡線の交通量の負荷についてですが、区画整理事業予定地内の将来交通量は2万600台程度が見込まれ、交通容量4万4,000台に対しては十分な余裕があることから、混雑しない見込みであると判断しております。

○舟引議長 私からも合わせて、北四番丁大衡線ですが、そろそろ事業着手ではないかと思うのですが、その辺りはまだ公にはできないところでしょうか。合わせて教えてください。

○事務局（中嶋都市計画課長） 北四番丁大衡線につきましては、仙台方面から整備を行っているところです。未整備の区間につきましては、調査が現在行われているところで、来年度以降には用地買収等の対応を行っていきたいと考えております。完成時期については現段階では明確にはできないのですが、一日も早い完成に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○舟引議長 吉田委員いかがでしょうか。

○吉田委員 ありがとうございます。

○舟引議長 その他、いかがでしょうか。千葉委員お願いします。

○千葉委員 今の話だと道路の整備は少し先なのかなというところですが、今の段階で具体的に進出する企業等、決まっているところはあるのでしょうか。

○舟引議長 事務局お願いします。

○事務局（中嶋都市計画課長） 現在のところ、物流倉庫、公益的施設、商業系の小規模店舗が予定されております。

○舟引議長 千葉委員いかがでしょうか。

○千葉委員 分かりました。

○舟引議長 その他いかがでしょうか。では御質問がないようでしたらここでお諮りをいたします。議案第2381号について原案のとおり承認することに御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○舟引議長 御異議ないものと認め、本案については原案のとおり承認することに決定いたします。

【議決】議案第2381号：原案のとおり承認する。（賛成16名、反対0名）

議案第2382号 仙塩広域都市計画下水道の変更について

○舟引議長 次に、議案第2382号「仙塩広域都市計画下水道の変更について」を議題といたします

す。事務局から議案の内容を説明願います。

○事務局（中嶋都市計画課長） それでは、議案第2382号「仙塩広域都市計画下水道の変更」について御説明いたします。お手元の議案書9ページをお開きください。今回の変更の計画書です。今回の変更は、都市計画利府町流域関連公共下水道「2. 排水区域」を変更するものです。「利府町流域関連公共下水道」は、その排水区域が複数の市町村の区域にわたるため、都市計画法に基づき、県が都市計画の変更を行うものです。

議案書10ページ、11ページに、利府町流域関連公共下水道の排水区域を示しております。10ページ、11ページいずれも、図面上が北、左下が仙台市、右上が松島町方面です。排水区域の着色は、右下の凡例に示すとおり、灰色が既決定の区域、赤が追加する区域です。今回の下水道の変更は、先程の区域区分で御説明した利府町明ヶ沢地区について、赤で着色した汚水及び雨水の排水区域を追加するものです。なお、図面左下の青の破線で囲んだ箇所が複数の市町村にわたる部分です。

参考資料5ページをお開きください。上段の図面は、議案書10ページの青の破線で囲んだ箇所を拡大したものです。現在の「利府町流域関連公共下水道」は、緑色で着色した排水区域が、利府町及び多賀城市の2市町にわたることから、資料中段に記載の都市計画法第15条等に基づき、県が都市計画の変更を行うものです。

議案書9ページにお戻りください。「2. 排水区域」、「(1) 汚水」ですが、今回の変更により、排水区域の面積を約1,161haから約1,172haへ変更します。「(2) 雨水」については、排水区域の面積を約987haから約1,002haへ変更します。変更理由は、市街化区域に編入する利府町明ヶ沢地区について、快適で安全な質の高い生活環境の確保と公共用水域の水質保全等を図るため、汚水及び雨水の排水区域の変更を行うものです。

以上で議案第2382号の説明を終わります。縦覧の結果、意見書の提出はございませんでした。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○舟引議長 ただいま、事務局から説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。よろしいでしょうか。それではお諮りいたします。議案第2382号について、原案のとおり承認することに御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○舟引議長 御異議ないものと認め、本案については原案のとおり承認することに決定いたします。

【議決】 議案第2382号：原案のとおり承認する。（賛成16名、反対0名）

○舟引議長 以上で、本日予定していた審議案件はすべて終了いたしました。何か事務局からございますか。

○事務局（藤田副部長） 今般、舟引敏明会長、伊藤恵子委員、そして佐藤美砂委員におかれまして

は、今年度をもちまして御退任されますので、この場をお借りして御礼を申し上げます。

舟引会長におかれましては、平成28年8月から約5年にわたり、51の案件について審議に携わっていただきました。本県の将来の都市づくりの方向性を示す都市計画区域の「整備、開発及び保全の方針」については、仙塩広域都市計画区域をはじめ、県内全ての12都市計画区域の変更に関わっていただき、お力添えをいただきました。また、都市施設については、特に、東日本大震災からの復興の象徴となる石巻南浜津波復興祈念公園や、石巻地域の復興まちづくりの根幹を担う多重防御機能を併せ持つ高盛土道路の門脇流留線の変更など、本県の震災復興に関する数多くの重要な議案についての的確な議事進行の下、本審議会を牽引していただきました。

伊藤委員におかれましては、平成24年5月から約10年にわたり、93の案件について御審議いただきました。特に、閑上地区の復興土地区画整理事業については、議論白熱の中で御審議いただき、御苦労も尽きなかったことと存じますが、復興後のまちの将来をしっかりと見据え、貴重な御意見をいただきました。

佐藤委員におかれましては、平成30年4月から約4年にわたり、18の議案について御審議いただきました。法律の専門家の視点から御審議いただき、大変心強く感じておりました。

これらの都市計画の決定は、本県が目指す持続可能なまちづくりを力強く牽引するとともに、令和3年3月の石巻南浜津波復興記念の開園など、復興事業の完遂に向けて着実に実を結んでおります。引き続き、誰もが暮らしやすい宮城の都市を目指して都市計画行政を推進してまいります。

舟引会長、伊藤委員、佐藤委員には、長きにわたり、多様な視点で御審議を賜り、大きく転換を求められた時期の本県の都市計画について、このような、多大な御貢献をいただきましたことについて、改めて感謝申し上げます。

皆様の今後のますますの御活躍、御健勝を御祈念申し上げます。甚だ簡単ではございますが、御礼の挨拶とさせていただきます。誠に有り難うございました。

○舟引議長 6年間様々な議案にお付き合いいただき誠にありがとうございました。一つだけ言うとすると、全ての案件について、必ず現場に足を運んで、何がどうなるかを確認してから審議するようずっと心がけて参りました。現場で起こっていることを把握するのが都市計画で一番重要なところだと思います。これからも復興事業をはじめ、皆様方の御協力を得て都市計画を進められると思います。引き続き御協力をよろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございました。感謝申し上げます。本日の会議はこれで終了させていただきます。御協力ありがとうございました。

○事務局（星都市計画課総括課長補佐） 以上をもちまして、第201回宮城県都市計画審議会を終了いたします。次回の開催予定についてですが、詳細につきましては、後日改めて連絡を申し上げます。本日はありがとうございました。

令和4年3月22日（火）午後3時35分 閉会